令和元年度 労災疾病臨床研究事業

分担研究報告書

特定業務従事者健康診断のあり方に関するインタビュー調査

研究分担者

伊藤　直人 産業医科大学　産業医実務研修センター　助教

令和元年度労災疾病臨床研究事業費補助金研究　分担研究報告書

特定業務従事者の健康診断等の労働安全衛生法に基づく健康診断の諸課題に対する

実態把握と課題解決のための調査研究

**特定業務従事者健康診断のあり方に関するインタビュー調査**

研究分担者　 産業医科大学　産業医実務研修センター　助教　伊藤　直人

研究要旨

　特定業務従事者健康診断は、13の業務内容に関わらず定期健康診断と同じ健診項目であり、特殊健康診断との役割の違いも明確になっていない。労働安全衛生法に基づく定期健康診断のあり方検討会(2016年2月)の中でも、特定業務従事者健診の対象業務の妥当性について調査を行う必要があるという課題が提示された。これらの課題に対して提言するための基礎資料とするため、特定業務従事者健康診断の実態とあり方に関する概念整理を行うことを目的とした。

　統括マネジメント研究会の参加した統括産業医を対象に、グループインタビューを実施した。

特定業務従事者健診の実施対象となる数値基準は深夜業以外ではほとんど利用されていなかった。現在の特定業務従事者健診の対象業務は、深夜業など身体負荷の高い業務と、有害物取扱い業務に大きく分類し、前者の業務は、これまでと同様の健康診断を実施し、後者は特殊健康診断のみ実施した方がよいとの意見が多かった。

研究協力者　吉田 彩夏　　三井化学（株）　名古屋工場　健康管理室　産業医

研究代表者　森 晃爾　　　産業医科大学　産業保健経営学　　　　　教授

研究協力者　永田 智久　 産業医科大学　産業保健経営学　　　　　講師

A. 研究目的

特定業務従事者健康診断の対象業務は、労働安全衛生規則第13条第1項第2号に定められている13の業務である。対象業務は、暑熱業務、寒冷業務、粉じん業務、異常気圧下業務、振動業務、重量物取扱い業務、騒音業務、坑内業務、深夜業務、有害物取扱い業務、有害ガス等取扱い業務、病原体取扱い業務と多岐に渡るが、特定業務従事者健康診断の項目は、業務内容に関わらず一般定期健診と同じである。このため、健康診断の結果に基づき、対象業務に対する適切な措置を検討することは容易ではない。

また、特定業務従事者健康診断の対象業務のなかで、粉じん業務、異常気圧下業務、振動業務、重量物取扱い業務、騒音業務、有害物取扱い業務、有害ガス等取扱い業務の一部は特殊健康診断の実施が義務もしくは努力義務となっているが、特殊健康診断との役割の違いが明確になっていない。

このような問題点があり、労働安全衛生法に基づく定期健康診断のあり方検討会(2016年2月)の中でも、特定業務従事者への健康診断について対象業務の妥当性について調査を行う必要があるという課題が提示された。

　これらの課題に対して提言するための基礎資料とするため、特定業務従事者健康診断の実態とあり方に関する概念整理を行うことを目的とした。

B. 研究方法

　2019年4月5日の統括マネジメント研究会に参加した企業の統括産業医もしくは統括産業医経験のある11名に対して、約1時間30分のフォーカスグループインタビューを実施した。インタビュー調査を実施した。

　インタビュー実施者は、質的研究の経験を有する本研究の研究代表者1名、研究分担者1名、研究協力者2名が担当した。

　インタビューで話された内容は、ＩＣレコーダーに記録し、逐語録を作成後に研究分担者NIと研究協力者AYの2名がスクリプト単位で文脈の整理を行った。

C. 研究結果

　インタビューを分析して以下のような結果が得られた。インタビューから得られたスクリプトを斜字体で記す。

1. 特定業務従事者健診の問題点

現在の特定業務従事者健診の問題点の一つとして、特殊健康診断と重複して実施する業務が存在するとの意見が多かった。

*「特定業務従事者健診が開始された当時は、特殊健康診断がなく、健診で業務に関連する健康障害があるか確認するしかなかった。」*

*「特定業務従事者健診があったにも関わらず、次々と特殊健康診断を継ぎ足していったため、特殊健診と二重に実施しなくてはいけなくなった。」*

特定業務従事者健診の対象業務を示した労働安全衛生規則第13条第1項第3号（ヲ）の「これらに準ずる物質」として、エチレンオキシドとホルムアルデヒドがあるが、これらの物質は、適切な健診項目が存在していなくても、本来特殊健康診断の一環として、ばく露量の推定を行うべきであるとの意見が多かった。

　*「ばく露による健康影響があるものに関しては、本来その健康影響に応じた健診項目をすべきであって、一般健診でそれをカバーしようとする発想は間違っている。」*

　*「エチレンオキシドとホルムアルデヒドなど、特殊健診の項目として設定できなかったら、とりあえず特定業務従事者健診を実施させるという使い方をされては困る。」*

*「特殊健診として適切な健診項目がないのであれば、作業条件の調査など、ばく露の程度は把握しておく必要がある。」*

*「どれだけばく露されているかを把握することがすごく重要である。」*

　　現行の特定業務従事者健診の制度が誤って運用されている可能性も指摘された。

*「深夜業に加え、騒音など行政指導による特殊健康診断の実施が定められている業務（に従事している労働者に対する健康診断）は、（聴力検査をより詳細に確認する）騒音の特殊健康診断を新たに実施すると追加コストがかかるため、特定業務従事者健診のみ実施しているところがある。」*

*「（特定業務従事者健診の）対象業務が複数*

*ある作業者に対して、（色々な有害業務従事していても）とりあえず特定業務従事者健診を実施していればよいと考えている企業がある。」*

*「行政指導（の特殊健康診断）であれば特定業務従事者健診のみ実施する。」*

*「（特定業務従事者健診の対象となる）高熱物体を取扱う業務として、溶解又は灼熱せる鉱物とあるが、溶けた鉄は鉱物ではないので、（本来は特定業務従事者健診をするべきであろうが）健診をしない」*

1. 特定業務従事者健診の実施実態

特定業務従事者健診の対象業務の中で、実際に健診をしている業務は深夜業との意見が多かった。

*「健診をしているのは深夜業だけ。その他の業務は（特定業務従事者健診を）全然実施していない。」*

*「作業環境管理をもう一度見直すと、ここに書かれている（特定業務従事者健康診断の対象）業務はもう、深夜業以外は9割方なくなっている。」*

特定業務従事者健康診断の対象業務に関する数値基準は、昭和23年8月12日付け基発第1178号などで定められているが、深夜業以外でこれらの基準を知っている産業医はほとんどいなかった。

*「このような数値基準はほとんど知らない。」*

*「弊社では暑熱業務があるから特定業務従事者健診を実施しているとかは全くない。社内で暑熱業務はないと定義している。」*

*「鉛0.5㎎/ℓとの基準が、特定業務従事者健診の対象だけでなく、女性の就業制限業務として定められたが、後者は、女性労働基準規則を改正した際に１/１０になったにも関わらず、前者は変更されておらず、基準が古い。」*

*「深夜業務の基準は利用している。」*

1. 特定業務従事者健診の対象業務

まず、現在の特定業務従事者健診の対象業務を、深夜業務のように負荷の大きな業務と有害物取扱い業務に分けて考えた方が良いとの意見が多かった。

*「労働時間管理をしないといけない業務は深夜業に近い負荷の大きい業務で、有害物のばく露の問題は明らかに別で、（現在の対象業務は両者が）混じっている感じ。」*

深夜業務など負荷の大きな業務として、移動時間や拘束時間が長い乗務が挙げられた。

*「深夜業務で（特定業務従事者）健診をしているということは、何らかの形で負担が大きい業務」*

*「負担の大きい業務であれば、一般的な健康状態よりももう少し元気な方が良かったり、１年に2回以上の頻度で健康状況を確認したりする必要がある。」*

*「移動時間や拘束時間の長い業務は労働時間としてカウントはされていないが、負担の大きい業務と考えられる」*

*「長時間勤務は既に面接指導という形式で対策が講じられているが、移動時間が長い業務などに対する健康管理は全体的に不十分な印象。」*

有害物取扱い業務に関しては、有害性の高い業務や対象者が多い業務が望ましいとの意見があった。基本的にこれらの業務は、標的臓器に合わせて健診項目を設定している特殊健康診断を実施して、特定業務従事者健診の対象外とすることが望ましいとの意見が多かった。

*「有害な業務は当然規定すべきである。その時に、１つはその物質の有害性の高いものをあげなければならない。また対象者の多いものもあげておいた方がいい。」*

*「特殊健康診断の対象業務となっているものは（特定業務従事者健診の対象から）削除しなければならない。」*

*「昔だったら有害だったが、今はちゃんと保護すれば有害ではないものを考慮した方がよい。重量物であれば、機械化やロボット化が進み、サポートスーツなどが普及すれば、有害という定義がなくなるかもしれない。」*

行政指導に基づく特殊健診と特定業務従事者健診を重複して実施する業務のなかで騒音に関しては、特殊健診として必ず実施することが望ましいとの意見が多かった。

*「騒音に対する健康診断は絶対にやらないといけない。」*

*「騒音は、行政指導による特殊健康診断と特定業務従事者健診の対象があるが、特殊健診の実施を努力義務でなく、義務として、特定業務従事者健診をなくした方がよい。」*

1. 特定業務従事者健診のあり方とそれを考える際の注意点

　健診の実施だけでなくその後の対応の重要性や、健診実施はリスクに応じて検討するべきだとの意見があった。

*「一般健診を繰り返ししてもあまり効果がない。それよりも事後措置をちゃんとやることを徹底した方がよい。」*

*「業務として、有害な業務か高負荷な業務を決めればよいが、健康診断の対象業務は別に決めた方がよい。本来、健診実施の必要性は、産業医が検討すべきことであり、自分たちでリスクアセスメントをした結果、リスクが高いと思うものについて健康診断が本当に必要であれば出来るような仕組みが合理的なのではないかと思う。」*

*「本当にリスクがあり、健診が必要であれば健診をすればよい。」*

Ｄ. 考察

　企業グループの健康診断の実施に大きな影響を与える統括産業医でも、深夜業以外の業務において特定業務従事者健診を十分に活用していないこと、対象業務の数値基準を知らないもしくは利用していないことから、多くの企業でも同様の状態であると考えられる。

　リスクに応じて健康診断の実施を企業内で検討できるようにした方が良いとの意見もあった。しかし、適切なリスク評価ができる十分な経験・知識を有する産業医、また専門人材が豊富な大企業では可能であるが、産業保健を専門としない多くの産業医を抱える日本において、現時点でそのような体制にするのは難しい可能性がある。

Ｅ. 結論

　特定業務従事者健診の実施対象となる数値基準は深夜業以外ではほとんど利用されていなかった。現在の特定業務従事者健診の対象業務は、深夜業など身体負荷の高い業務と、有害物取扱い業務に大きく分類し、前者の業務は、これまでと同様の健康診断を実施し、後者は特殊健康診断のみ実施した方がよいとの意見が多かった。

F．参考文献

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的所有権の取得状況

なし